

## 日本酒の中文ラベル制作方法について

ジェトロ北京事務所

2013年3月

### 1. 適用される法令

酒類に関するラベルは、主に以下の3つの基準で規制されている。

- ①「包装済食品ラベル通則」(GB7718-2011、预包装食品标签通则)
- ②「包装済飲料酒ラベル通則」(GB10344-2005、预包装食品饮料酒标签通则)<sup>1</sup>
- ③「発酵酒及びその配制酒」(GB2758-2012、発酵酒及其配制酒)

規定には曖昧な部分があり、解釈は検査当局の裁量に任されることから、港ごと・担当者ごとに、あるいは時期により、解釈が異なる可能性がある。

### 2. 食品に貼付すべきラベル

中国に輸入される食品には、中国語ラベルを貼付しなければならない。

中国での通関時に外国(例:日本)のラベルと中国語ラベルが両方貼付されている場合、外国ラベルの内容と中国語ラベルの内容を合わせたものが、商品のラベル全体として認識される。

### 3. 一般的な日本酒の中国語ラベルの制作方法

法令上、商品の外国語表記は全て翻訳し、外国語表記より大きい文字で、中国語で表記することとされている。<sup>2</sup>

ただ、この規定を厳格に適用した場合、中国語ラベルが外国語のラベルより大きくなり、ともすれば商品全体を中国語ラベルで覆わなければならなくなる。

そのため、実際には以下に挙げる必須内容が中国語で表記されていれば、他の内容(味わい表記、宣伝文句など)の中国語表記は省略できる場合が多い。

もちろん上記以外の内容(例:精米歩合等)を表記することも可能。その場合、外国語(日本語)表記と内容が異ならないよう注意が必要。

---

<sup>1</sup> このほか、成分表示を強制する「包装済み食品栄養ラベル通則」が2013年最初に施行されたが、0.5%以上のアルコールを含む酒類には表示義務がない。

<sup>2</sup> GB 7718-2011、3.8.2 「外国語を表記しても構わないが、商標、(中国外の)生産者名称と住所、(中国外の)販売社名称と住所、ホームページ表記を除き、すべて中文に翻訳して表記しなければならない。外国語表記は商標を除き、中文より大きくしてはならない。」

<必須表示内容>

- 1) 商品名 (外国語表記に合わせて大きめに表記)
- 2) 商品類別 (醸造酒か蒸留酒か、など)
- 3) 原料 (水も含める)
- 4) アルコール度数 (%vol)
- 5) 原産国、または地域
- 6) 中国国内販売者名称、住所、電話番号
- 7) メーカー名称、住所 (表記しなくても良いようである)
- 8) 生産日 (年月日まで表示すること)
- 9) 内容量 (大きめに表記)
- 10) 警告表示 (「過度の飲酒は健康を害する」「未成年は飲んではならない」)
- 11) 賞味期限 (アルコール度数 10° 未満の場合は表示義務)<sup>3</sup>

<具体例なラベル表示例>



(注意)

- ・文字の大きさは、タテ 1.8mm 以上。
- ・法令の解釈は場所や時期によって異なることから、ラベル制作にあたっては、通関予定の港の担当者に確認するべき。

以上

<sup>3</sup> 一般に日本酒は 10 度以上なので不要。

**【免責事項】**

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえば、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。